

西東京市選挙等

2月6日(日)午前7時～午後8時

期日前投票・不在者投票
とき 1月31日(月)～2月5日(土) 午前8時30分～午後8時(土曜日と同じ)
ところ 田無庁舎2階203市民会議室 保谷東分庁舎地下第1会議室B、いずれの場所でも投票できます)
投票・開票速報を、市ホームページ、携帯電話サイト、Lモードサイトでお知らせします。
選挙管理委員会事務局(☎☎内線2811)

お知らせ

ファミリー・サポート・センター説明会

ファミリー・サポート・センターでは、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)と子どもを預かる方(サポーター会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員を希望する方は説明会に出席してください(子ども同伴可)。
とき・ところ 2月10日(木)・ひばりが丘北児童館
20日(日)・インゲビル時間はいずれも午前10時～正午
申込 8日(火)まで、18日(金)までの午前8時30分～午後5時にファミリー・サポート・センター事務局へ電話で
ファミリー・サポート・センター事務局(☎38・4121)

児童扶養手当の特例支給

児童扶養手当は18歳(一定の障害がある場合は20歳未満)までの児童を養育している母子家庭等の方に支給されている国の制度です。

難病等医療費助成の更新

人工透析を必要とする腎不全および先天性血液凝固因子欠乏症等で難病等医療費助成を受けられている方の医療費は、3月31日で有効期限満了となります。更新申請書の提出期限は2月18日(金)です。郵送の場合は、事前に必要書類を確認してください。
申請 障害福祉課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階)
昨年10月に申請窓口が保健所から市役所に移管しました
障害福祉課(☎☎内線2341)

心身障害者自動車燃料費助成の受付

受付期間 2月1日(火)～28日(月)
土・日曜日、祝日を除く
受付場所 障害福祉課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階)
必要書類 現況届兼請求書(対象者には送付)
障害者本人の印鑑、代理人が手続きする場合はその方の印鑑
車検証と運転免許証のコピー
本人(20歳未満の場合は保護者の口座可)の振込先口座(郵便局は不可)
請求



このたび、平成14年の最高裁判所における判断に基づき、平成10年7月以前に児童が父から認知されたことにより手当の支給を受けられなかった方に特例支給が行われることになりました。該当する方は、子育て支援課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)で手続きをしてください。
対象 平成10年7月以前に、児童が父から認知されたため児童扶養手当を受給できなかった方または申請しなかった方で、当時東京都に住んでいた方(都外に住んでいた方は、当時住んでいた道府県にお問い合わせてください)
支給対象期間 申請を行った方は資格喪失等処分の日、申請を行わなかった方は認知された日の属する月の翌月分～平成10年7月分
支給額 所得に応じた当時の支給金額となります。
手続き等 処分通知書(資格喪失通知書等)や戸籍謄本、所得証明書等、当時の状況が分かる資料が必要です。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。
なお、この特例支給についての申請期限はありません。子育て支援課(☎☎内線1525、☎☎内線2142)

住民票等自動交付機、公共施設予約サービス、テレホンウェブ休止のお知らせ

2月11日(祝)は、高圧電気設備工事のため、次のサービスを利用できません。
【住民票等自動交付機】
田無庁舎・保谷庁舎に設置してある自動交付機
市民課(☎☎内線1461、☎☎内線2131)
【公共施設予約サービス】
ロビー端末・インターネット・携帯電話・Lモード・音声応答・ファクス
情報推進課(☎☎内線1150)
【テレホンウェブ】
広報広聴課(☎☎内線1142)

介護保険課から

所得控除、医療費控除について

介護保険の所得控除について
介護保険料は「社会保険料控除」の対象になります。申告額は平成16年1月～12月に納付した額(過年度分を含む)です。申告の際に領収書の添付は不要です。平成16年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります(下表参照)。申告の際には、医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。不明な点はお問い合わせください。
おむつ代の医療費控除について
おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。ただし、過去におむつ代の医療費控除を受けたことがあり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。その場合、意見書の内容が、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。
介護保険課(☎☎内線2322、2328)

提出書類 会則、16年度事業報告書、16年度会計報告、16年度会員名簿、17年度の事業計画書、17年度の予算書
スポーツ振興課(☎☎内線2714)

審議会等開催情報

日程等が変更になる場合がありますので、事前に担当課へお問い合わせください。
社会教育委員の会議(社会教育課・☎☎内線2711)：2月15日(火)午後2時・防災センター講座室・社会教育関係団体補助金について・傍聴者数10人
申請期間・場所 3月15日(火)～25日(金)にスポーツ振興課(保谷庁舎4階)または総合体育館へ直接持参
お詫びと訂正
1月15日号6面上段の募集の記事中に「廃棄物減量等推進委員」とあるのは、正しくは「廃棄物減量等推進員」です。お詫びして訂正します。
ごみ減量推進課(☎☎内線2222)

Table with 3 columns: サービスの種類, 控除の対象となる要件, 控除の対象となる額. Rows include 施設サービス (介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設) and 居宅サービス (訪問看護, 訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション, 居宅療養管理指導, 短期入所療養介護, 訪問介護, 訪問入浴介護, 通所介護, 短期入所生活介護).

体としての意思を決定、執行し、代表することのできる機能および独立した経理、監査の機能が確立されていること
団体の実績が客観的に認められるものであること
市民が団体の構成員の60%以上であり、団体の本拠として事務所または事務を行う一定の場所が市内にあること
政治活動、宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でないこと
申請期間・場所 3月15日(火)～25日(金)にスポーツ振興課(保谷庁舎4階)または総合体育館へ直接持参
お詫びと訂正
1月15日号6面上段の募集の記事中に「廃棄物減量等推進委員」とあるのは、正しくは「廃棄物減量等推進員」です。お詫びして訂正します。
ごみ減量推進課(☎☎内線2222)

はなバス利用者の皆さんへ(お願い)

忘れ物手回り品・ペットの乗車について

車内での忘れ物
「はなバス」は、民間のバス事業者と協定を結んで運行しています。車内での忘れ物については、ルートごとに各バス営業所にお問い合わせください。
第1・2・3・5ルート
西武バス(株)滝山営業所(☎74・2525)
第4ルート
関東バス(株)武蔵野営業所(☎0422・51・2191)
車内に持ち込む手回り品等の制限
「はなバス」車内に持ち込む手回り品等については、他の路線バスと同様に、旅客自動車の制限
犬愛玩用の小動物を除く。ペットの持ち込みについては、かご等に入れ、他の皆さんの迷惑にならないようになっている場合は、持ち込むことができます。
交通計画課(☎☎内線2472)